

後期高齢者医療制度

平成22年度 保険料のお知らせ

平成22年度の年間保険料の計算方法

保険料額は、7月中旬に保険料額決定通知書で個別に通知します。

均等割 (1人当たりの額) 44,192円	+	所得割 (本人の所得に応じた額) (平成21年の所得 - 33万円) × 10.28%	=	1年間の 保険料 (限度額 50万円)
---	---	---	---	-----------------------------------

1年間の保険料は、100円未満を切り捨てます。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

所得とは…前年の収入から必要経費(公的年金等控除額、給与所得控除額など)を差し引いた額です。なお、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの所得控除を適用する前の額です。

●●● 保険料の軽減 ●●●

○均等割の軽減○

被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。なお、世帯主が被保険者でない場合でも、所得の判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減前の均等割	軽減割合	軽減後の均等割
33万円かつ被保険者全員の年金収入がそれぞれ80万円以下で、他の所得がない	44,192円	9割	4,400円
33万円		8.5割	6,628円
33万円 + (24万5千円 × 世帯主を除く世帯の被保険者数) 単身世帯の方は、該当になりません。		5割	22,096円
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)		2割	35,353円

65歳以上の方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

○所得割の軽減○

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下	5割

○被用者保険の被扶養者だった方の軽減○

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減となり、年間の保険料が4,400円になります。

被用者保険とは…全国健康保険協会が運営する「協会けんぽ(旧社会保険)や組合管掌健康保険(企業の健康保険組合など)、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則として年金差し引きとなります。ただし、口座振替による納付を希望する方は、変更手続きを行うことで納付方法を口座振替に変更できます。

なお、下記に該当する場合は、年金差し引きにはなりませんので、納付書や口座振替により納付してください。

また、年度の途中で後期高齢者医療制度に加入した場合は、すぐに年金差し引きになりませんので、年金差し引きが開始されるまで、納付書や口座振替により納付してください。

年金差し引きとならない場合

- ▷年金が年額 18 万円未満の場合
- ▷介護保険料が年金から引かれていない場合
- ▷介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、徴収対象の年金額の半分以上を超える場合

●年金差し引きでの保険料の納め方

年 6 回の年金支給月に支払われる年金から直接差し引きます。

●口座振替での保険料の納め方

平成 22 年 7 月から翌年の 2 月までの 8 期に分けて、指定の口座から振り替えます。ただし、後期高齢者医療制度に加入する時期や、口座振替の手続きをする時期により納付回数は異なります。

●納付書での保険料の納め方

送付する納付書を使って、最寄りの金融機関で納めてください。

【口座振替への変更手続き】

手続き場所	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ■ 市高齢・介護室 ■ 北村支所保健福祉課 ■ 栗沢支所保健福祉課 ■ 幌向・朝日・美流渡・有明交流プラザの各サービスセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本人の印鑑 ■ 本人の保険証 ■ 口座振替をする口座の預金通帳と届出印



◇年金差し引きとなっている被保険者の方は、年度の途中で保険料の変更があった場合、年金差し引きができなくなる場合があります。その際は、納付書や口座振替で納付することになります。

医療費通知の送付を希望される方へ

これまで、対象となる全ての方に「医療費通知」を送付していましたが、平成 22 年度から発行を希望する方のみへの送付に変更となりました。

今後も医療費通知の送付を希望される方は、問合先までご連絡ください。

ご連絡の際は、被保険者番号のわかるものをお手元にご用意ください。なお、すでに送付希望のご連絡をされた方は、再度ご連絡する必要はありません。

問合先 市高齢・介護室医療給付係